



SuMi TRUST年金ニュース

(平成27年12月18日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金（規約型）】 マイナンバー法施行に伴う規約変更について（その2）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」といいます。）の施行に伴う規約変更に係る行政手続きについて、[8月7日付SuMi TRUST年金ニュース](#)でご案内しておりましたが、追加で確認した内容も含めて、改めて以下の通りご案内いたします。

I. 内容

- ① ([8月7日付SuMi TRUST年金ニュース](#)でご案内済みの内容)
（業務の委託）の条項において、企業年金連合会との業務委託契約に係る規定を追加するもの。
- ② (今回追加でご案内する内容)
（届出）の条項において「住民基本台帳法」からの引用条を変更するもの。

II. 対象

- ① ([8月7日付SuMi TRUST年金ニュース](#)でご案内済みの内容)
規約型DBを実施されているお客様のうち、マイナンバーの取得について企業年金連合会と業務委託契約（確定給付企業年金法第93条に該当）を締結するお客様。
ただし、既に、住民基本台帳ネットワークの活用（企業年金連合会への業務委託）に係る規定を手当て済みの場合は対象外。
- ② (今回追加でご案内する内容)
住民基本台帳ネットワークの活用に係る規定を手当てした際に、「住民基本台帳法」から引用する規定を追加している場合（「届出」等の条文）

Ⅲ. 施行日

① ([8月7日付SuMiTRUST年金ニュース](#)でご案内済みの内容)

企業年金連合会との業務委託契約の締結（委託事務の開始）までの日

※マイナンバー法の施行日（平成28年1月1日）と合わせる必要はありません。

② (今回追加でご案内する内容)

事業主が規約変更を行った日等（労働組合等に規約変更を提示した日）の日付（ただし、適用日は平成27年10月5日）

※次回規約変更時等に併せて実施することも可能である旨、厚生労働省あて確認しております。

Ⅳ. 行政手続き

①②同様

届出不要（規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意は**不要**）

※行政宛て必要な手続きは生じませんが、お客様社内にて必要な規約変更手続きを行ってください。

Ⅴ. 規約例

規約変更例は以下リンク先をご参照ください。

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20151218shiryoku.doc

※一般的な事例に基づき、一定の前提を基に作成したものです。ご利用に際しては、実状に合わせたご対応をお願いします。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3825